

令和 8 年度
防 衛 省
特定任期付隊員採用試験
(防衛人事審議会 再就職等監察官)
受 験 案 内

1. 募集の背景

平成 18 年当時、国家公務員の天下りを要因とする官製談合事案が続発したことから、平成 20 年 12 月 31 日に公務員制度改革の一環として、一般職国家公務員に再就職等規制が導入され、監視機関として内閣府に再就職等監視委員会が設置されました。

防衛省自衛隊においては、平成 27 年 10 月 1 日に一般職国家公務員と同様の再就職等規制が導入され、これらの再就職等規制の実効性を確保するため、監視機関として防衛人事審議会に再就職等監視分科会が設置され、また、調査の客観性・公正性を十分に担保するため、防衛人事審議会に再就職等監察官が置かれました。

防衛省における再就職等規制導入後は、平成 30 年、令和 2 年、令和 4 年、令和 5 年と、再就職等規制違反が確認されています。再就職等規制の問題は、常に国民の関心が高く、規制違反の発生は公務の公正性に対する国民の信頼を大きく揺るがすものであることから、再就職等規制違反の監視・調査を継続していくことが必要です。

再就職等監察官は、違反行為の調査に関し、再就職等規制違反に係る情報を常時受け付け、再就職等規制違反の疑いのある隊員等に対する事情聴取や関係資料の収集等を、再就職等監視分科会から指定された隊員（調査員）を指揮するなどして主体的・一体的に実施し、再就職等監視分科会に対して報告等を行うなど、再就職等規制違反行為の調査に関する責任者として重要な役割を担っていただきます。

そこで、監視体制の公正中立を担保する上で外部の専門家であることはもとより、防衛省において監視・調査を行うチームの一員として貢献し、また、監視・調査のリーダーとして責任感を持って取り組んでいただける人材を募集いたします。

2. 職務内容

防衛省は、退職管理の適正化を図るため、以下の要領にて、法令に基づく再就職等規制の違反行為に関する調査等を行う「再就職等監察官」の募集を行います。

- (1) 再就職等規制違反行為に関する調査
- (2) 防衛人事審議会再就職等監視分科会の意思決定に資する調査
- (3) 防衛人事審議会再就職等監視分科会の権限に属させられた事項の処理の補助

上記について、具体的には、約 2 月に 1 度行われる再就職等監視分科会において、監視状況の報告・調査状況の報告を実施、それに向けた準備等や通報窓口に対する通報への対応、事案が発生した場合はその調査訪問先が全国各地の場合もあります。また、年間を通して各自衛隊部隊や

機関等に対して行われる再就職等規制違反に関する周知教育を行うため出張していただくこともあります。

今回募集する常勤の再就職等監察官の他にも非常勤の再就職等監察官がありますが、非常勤の監察官との連携、また、常勤監察官を補佐する調査担当の事務方との業務をリードしていただきながら業務を進めていただきます。

3. 採用予定官職・募集人員

防衛人事審議会 再就職等監察官 1名

4. 採用形態

自衛隊法に基づき、特別職国家公務員（常勤の任期付隊員（自衛官ではありません））として採用されます。

5. 採用（雇用）予定期間

令和9年4月1日から2年間（5年を超えない範囲で必要に応じて更新）

※採用日は相談に応じます

6. 応募資格

弁護士法（昭和24年法律第205号）による弁護士資格を有し、裁判官、検察官又は弁護士として実務経験を2年以上有すること。

なお、以下に該当する方は、応募できませんので、予めご了承下さい。

- (1) 防衛省職員（常勤の再就職等監察官及び非常勤隊員は除く）としての前歴を有する者
- (2) 日本国籍を有しない者
- (3) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員になることができない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものの以外）

7. 給与・手当

給与は「防衛省の職員の給与等に関する法律」及び「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づき、採用される官職の職務に加え、採用者の経歴や能力等を考慮して決定します。

手当としては、通勤手当、地域手当、期末手当・勤勉手当等があります。

8. 勤務時間等

- (1) 勤務時間は1日7時間45分、原則として土、日曜日及び祝日等は休みで完全週休2日制例）9：30～18：15（12：00～13：00が休憩時間）
- (2) 休暇には、年20日の年次休暇のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・子の看護・ボランティア等）、介護休暇等があります。年次休暇については令和8年度より15分

単位での取得が可能となりました。

- (3) ワークライフバランスの推進のため様々な制度が整備されており、個々の働き方に沿って制度を利用できます。(フレックスタイム制・早出遅出出勤やテレワーク等)

9. 勤務場所

東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省本省(再就職等監視分科会事務局 再就職等監視室)

10. 選考日程

受付期間	令和8年10月1日(木)～令和8年11月1日(日)
第1次合格発表	令和8年11月上旬頃を予定 ※エントリーされた方全員に、結果をメールで通知します。
第2次選考	順次実施(11月下旬頃を予定) ※第1次選考合格者に、日程調整のメールを差し上げます。
最終合格発表	令和8年12月下旬頃までに連絡(予定)

※応募者が多数の場合は、第1次合格発表以降のスケジュールが後ろ倒しになる場合があります。

11. 選考方法

選考	選考方法
第1次選考	書類選考(経歴評価)
第2次選考 (最終選考)	書類選考合格者には、面接日を電話もしくはメールにてご連絡します。

※ 応募者多数の場合は3次試験を実施する場合があります。

12. 応募方法

防衛省HP内の応募フォームにより、受付期間内に必要書類を送付してください。

受付期間終了日以降に送付されたもの、郵送等による応募、指定の様式(Word、Excel)以外での応募は受け付けません。

【必要書類】

- ・ 履歴書(別紙様式1)
- ・ 職務経歴書(別紙様式2)
- ・ 法曹資格を保有していることが確認できるもの(PDF形式等)

【受付期間】 令和8年10月1日(木)～令和8年11月1日(日)

13. その他

- 受験に要する一切の費用は受験者の負担となります。
- 提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご承知おきください。
- その他、不明な点は下記までお問い合わせください。

14. 問い合わせ先

防衛省大臣官房秘書課 担当：松倉

TEL：03-3268-3111(内線：20203) 平日10：00～17：00

E-mail：ninkituki@ib.dss.mod.go.jp